

練馬区立区民協働交流センター窓口業務等委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区立区民協働交流センター窓口業務等委託」にあたり、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の多角的な観点から選定を行うプロポーザル方式で実施するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

練馬区立区民協働交流センター窓口業務等委託

(2) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。

(3) 履行場所

練馬区立区民協働交流センター（練馬区練馬 1-17-1 ココネリ 3階）

(4) 業務内容

基本仕様書（別紙1）のとおり

(5) 概算経費

15,277,900円（税込）

概算経費を超えた見積金額の提案は無効とする。

消費税については、10%で計算すること。

3 参加資格および欠格事項

(1) 参加資格

練馬区または他自治体において、窓口業務委託を受託した実績があること。

(2) 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者

ウ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者

エ 法人の場合は法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

- オ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

#### 4 選定方法

##### (1) 日程

募集要領等の公表	令和3年 1月 4日(月)
質問締切日	1月 15日(金)
質問回答予定日	1月 22日(金)
提案書類提出締切日	2月 4日(木)
参加辞退届提出締切日	2月 10日(水)
第一次審査結果通知予定日	2月 17日(水)
第二次審査予定日（プレゼンテーション・ヒアリング）	2月 25日(木)
第二次審査結果通知予定日	3月 2日(火)

##### (2) 応募方法

参加を希望する者は、つぎのとおり参加表明書を提出するものとする。

###### ア 提出期間

令和3年1月4日（月）午前9時から令和3年2月4日（木）午後5時 まで

###### イ 提出方法

電子メールにより参加表明書（様式1）を提出する。

※ 参加表明書を受理した場合、着信確認メールを送信します。確認メールが届かない場合は、電話にてご連絡ください。

##### (3) 質問および回答

参加表明書を提出した事業者（以下「参加表明書提出者」という。）は、つぎのとおり質問をすることができる。

###### ア 質問期間

令和3年1月4日（月）から令和3年1月15日(金)まで

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

###### イ 質問方法

電子メールにより質問票（様式2）を提出する。

###### ウ 回答方法

令和3年1月22日（金）までに、電子メールで参加申込書提出者全員に質問者名を伏せた上で回答する。

(4) 提案書等の提出

参加表明書提出者で参加を希望する者は、別表第1に掲げる書類（以下「提案書等」という。）を提出する。なお、一度提出された提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

ア 提出期間

令和3年1月4日(月)午前9時から令和3年2月4日(木)午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日を除く。

イ 提出方法および提出場所

事前に連絡のうえ、履行場所に提案書等を持参する。

(5) 参加の辞退

提案書等を提出した者について、参加を辞退する場合は、令和3年2月10日(水)までに参加辞退届(様式9)を提出する。

(6) 第一次審査

提案書等を別表第2に基づき書類審査し、合計点の高い3者程度の事業者(以下「第一次審査合格者」という。)を決定し、令和3年2月17日(水)までに提案書等を提出した者全員に書面で通知する。

(7) 第二次審査

第一次審査合格者について、提案書等の内容を別表第3に基づき審査し、区の求める水準以上の提案を行った者の中から、第二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

ア 第二次審査実施日

令和3年2月25日(木)(予定)

イ 実施場所

練馬区役所内

ウ 選考方法

プレゼンテーションおよびヒアリングにより行う。

選考時間は1事業者あたり20分以内(プレゼンテーション10分以内、ヒアリングはプレゼンテーション終了後の残り時間)とする。

エ 出席人数

プレゼンテーションの出席は、業務管理者を含む3名以内とする。

オ 審査結果の通知

令和3年3月2日(火)までに第一次審査合格者全員に書面で通知する。

## 5 受託候補者との協議等

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、受託候補者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

## 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第2条第2項に規定する公文書であり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取り扱うものとする。

## 7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、事業提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に破棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された事業提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件については、本件委託に関する予算が、令和3年第一回練馬区議会定例会で議決され、配当されてから効力を発するものとする。なお、本件に係る予算が成立しない場合、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責任を負わない。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 問合せ先・担当

練馬区 地域文化部 協働推進課 区民協働担当係（区民協働交流センター）

〒176-0001 練馬区練馬1丁目17番1号 ココネリ3階

電話 03-6759-9119

ファックス 03-6757-2026

メールアドレス kyodosuishin02@city.nerima.tokyo.jp

別表第1

提出書類		提出部数
	参加表明書（様式1）	1部
事業提案に関する書類	事業提案書（様式3）	7部
	企画提案書（様式4）	7部
	受託実績報告書（様式6）	7部
	見積書（様式7）	7部
	安全管理体制確認書（様式8）	7部
法人の資格に関する書類	会社概要（様式5）	1部
	会社組織図	1部
	直近の決算に係る財務諸表	1部
	法人税、法人事業税、消費税の納付を証明する書類（写し可）	1部
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類（該当者のみ）	1部

## 備考

- 事業提案に関する書類と法人の資格に関する書類に分けて綴り、それぞれ表紙につぎの記載をしたうえで提出する。  
「事業提案に関する書類」（事業者名）  
「法人の資格に関する書類」（事業者名）
- 事業提案に関する書類は、企画提案書（様式4）に目次をつけ、ページを付与したうえで綴ること。（表紙および目次にはページ番号不要）
- 様式は、11ポイントを標準として記入し、行間隔、文字数、余白および様式にある枠は、必要に応じて変更することができる。

別表第2

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	(1) 事業効率の状況 (2) 資金力の有無 (3) 借入金の返済能力の有無 (4) 経営の安全性
業務実績	官公署との類似案件の過去実績等
実施体制	(1) 業務執行体制、要員配置の妥当性 (2) 配置する要員の知識・経験等の妥当性 (3) 要員間の連携体制の妥当性 (4) 緊急連絡体制（危機管理体制）の妥当性 (5) 従事者育成・研修計画の妥当性 (6) 個人情報保護体制
提案内容	委託目的との整合性
区民雇用の促進	(1) 区民雇用の促進 (2) 区内事業者の活用（物品調達等）
区内事業者である	区内に本店を有する

別表第3

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	(1) 事業効率の状況 (2) 資金力の有無 (3) 借入金の返済能力の有無 (4) 経営の安全性
業務実績	官公署との類似案件の過去実績等
実施体制	(1) 業務執行体制、要員配置の妥当性
	(2) 配置する要員の知識・経験等の妥当性
	(3) 要員間の連携体制の妥当性
	(4) 緊急連絡体制（危機管理体制）の妥当性
	(5) 従事者育成・研修計画の妥当性
	(6) 個人情報保護体制
受託への意欲・熱意	(1) 提案内容の説得性・実現性
	(2) 利用者サービス向上につながる創意工夫・独創性
提案内容	(1) 相談業務の理解度・的確性・具体性
	(2) 地域活動団体に対する情報発信および広報等の支援業務の理解度・的確性・具体性
	(3) 利用者からの苦情、要望に対する取組の的確性・具体性
担当者評価	業務責任者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	経費の妥当性
区民雇用の促進	(1) 区民雇用の促進
	(2) 区内事業者の活用（物品調達等）
区内事業者である	区内に本店を有する